

徳島市国民健康保険運営協議会会議録

1 と き 令和4年2月9日 水曜日 午後1時10分から午後2時35分まで

2 と ころ ホテル千秋閣（自治会館）7階 鳳の間

3 出席委員 被保険者を代表する委員

大島 彰子 （徳島商工会議所女性会）

大崎 和久 （徳島市民生・児童委員協議会）

安井 洋子 （徳島市シニアクラブ連合会）

林 孝行 （J A徳島市青壮年部）

林 容子 （J A徳島市女性部）

保険医及び保険薬剤師を代表する委員

宇都宮 正登 （徳島市医師会）

坂東 智子 （徳島市医師会）

鎌田 光二 （徳島市医師会）

坂東 光美 （徳島市歯科医師会）

和田 朱実 （徳島市薬剤師会）

公益を代表する委員

古田美知代 （徳島市議会）

森本 聖子 （徳島市議会）

丸山 隆志 （四国放送）

濱中 博 （健康保険組合連合会徳島連合会）

朝田 啓祐 （弁護士）

被用者保険を代表する委員

品川 晴旨 （全国健康保険協会徳島支部）

中尾 次郎 （徳島県市町村職員共済組合事務局）

4 事務局 健康福祉部長 藤田 稔夫

保険年金課

課長 中西 克之

課長補佐 長谷川 靖

主任主査兼給付係長 武田 淳子

国保第一係長 数戸 宏之

収納係主査 斎藤 建

庶務係長 平岡 正成

- 5 議 題 (1) 徳島市国民健康保険条例改正（案）について
(2) 令和4年度国民健康保険事業特別会計事業計画（案）について

6 審議概要

(第一副市長あいさつ、委員紹介)

(第一副市長より諮問書が提出され、会長が受理)

(会長により、大崎委員、和田委員を会議録署名委員に指名)

会長

それでは、審議に入ります。

今回の諮問事項は、徳島市国民健康保険条例改正（案）、令和4年度国民健康保険事業特別会計事業計画（案）であります。お手元の資料はそろっておりますでしょうか。

資料としては基本的には2つということによろしいですね。

お手元の資料に沿って事務局から説明をしてもらいます。

それでは、諮問事項に関連して、資料の「1 徳島市の国民健康保険事業の状況」について説明をお願いします。

事務局

(運営協議会資料より、「1 徳島市の国民健康保険事業の状況」を説明)

会長

事務局から徳島市の国民健康保険事業の状況について説明いただきましたが、分かりにくいところがありまして、資料1ページの(3)は率が集計中でございます。また、資料1ページ(1)から(4)、2ページの(5)(7)についての数値は決算見込みで、(6)については、令和3年度12月末現在の数値となっておりますので、その点にご注意いただいて、事業の状況等について、ご質問・ご意見等ございませんか。

委員

収納率の状況が報告されておりますが、全国の収納率と比べて、どういう状況か教えて頂きたいのと、それと収入や所得によって、収納率がどうなっているのか、分かれば教えて頂きたい。

会長

二つ質問がありましたが、一つは他市と比べて収納率はどうなのかというご質問、もう一つは所得に応じた収納率はどうなのかというご質問であるが、お答え頂けますか。

事務局 全国の状況でございますけれども、令和2年度の数値で、国が全国を調査した数値がございます、世帯に対する滞納世帯は全国平均で13.4%、徳島市は13.1%であり、全国平均より少し少ないが、ほぼ全国並みとなっております。

それと先ほど申し上げました、所得階層別の分で、所得0世帯の未納世帯が全世帯に占める割合は、15.5%、これは令和2年度の決算時点における数字でございます

また、中間低所得者層のうち60万円から100万円以下の収入に対して13.6%、少し所得が多い世帯、300万円以上の世帯が約7.4%、合計で未納世帯の割合が、13.1%ということになります。

委員 コロナの対策で、コロナ減免が国保料や後期高齢者の保険料などに適用されておりますが、申請がどれくらいあって、どれくらい承認されたか、分かりましたら教えて頂きたい。

事務局 コロナ減免につきましては、令和4年1月末の数値でございますが、申請件数72件、承認件数70件、審査中が1件でございます。

減免額については、1,250万6,100円でございます、承認率98.59%でございます。

会長 この質問の主旨はですね、私なりに理解しますと、所得の階層の低い方、高い方、それぞれ何%かいらっしゃると思いますが、それによって、収納率向上の対策は変わってくるのか、所得の低い方の収納率が悪いとしても、その方々に対する収納率をどう上げるかの問題と、中間所得者層の収納率を上げる取り組みは、だいぶ変わってくるのではないかと思うのですが、その点は何かお考えですか。

事務局 私どもが取り組みをさせていただいている部分は、収入が少ない方については、どのような状況で未納になっているか、聞き取りを行い、きめ細やかな納付相談を行い、分納という形で対応させていただいております。

また、所得が多い方については、資産状況の調査をさせていただいて、所得に応じた資産形成が成されたの中で、その資産をどのように徴収に充てることができるか、十分に見極めたうえで、対応させていただいております。

会長 他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。

それでは続きまして、諮問事項の1に関連しまして、資料の「2 徳島市

国民健康保険条例改正案」について説明をお願いします。

事務局 (運営協議会資料より、「2 徳島市国民健康保険条例改正案について」を説明)

委員 賦課限度額の改正ということで、給与収入・年金収入が約1,140万円以上の方に対して負担をお願いしたいということで、基礎分、後期分合わせて3万円の増額となっておりますが、対象の方はどれくらいの割合なのか、ご説明いただけますか。

事務局 資料3ページの下段のグラフは国の試算時におけるイメージ図でございます。今回の賦課限度額の改正は、基礎分、後期分、介護分の三つ合わせて99万円ですが、どれか一つでも最高限度額に達している世帯が令和3年度で約780世帯でございます。割合では2.3%になります。

そして、引き上げですが、国の大きな考えでございますが、国保以外の被用者保険において、標準報酬月額の高等級に該当する被保険者の割合が、全被保険者の1.5%の中で収めるという法定のルールがございます。国保につきましても、平成27年度以降からこのルールを準用しております。

そこで、徳島市の分を改正後で試算すると、超過世帯割合が先ほど申し上げた2.3%が約1.7%、世帯数で約590世帯に減少します。ということは、国の示す考え方に合致しているため、今回、委員の皆様にご諮らせていただいております。

委員 高額収入を得られている方に、中間所得層が減額した分をお願いしたいと思っておりますし、私も賛成でございます。

それと未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置についてですが、徳島市の場合、該当する未就学児は何人くらいで、どれくらいの金額が必要なのか、その金額は国・県・市で負担すると思っておりますが、どれくらいかを教えていただきたい。

事務局 令和4年度の未就学児の数については、約980人で見込んでおります。次に金額でございますが、約400万円を見込んでおります。

負担割合についてでございますが、減額分の全額のうち国が1/2、県が1/4、市が1/4ということでございます。

委員 国がこういう制度を設ける前から岩手県の宮古市では、一般会計からの

繰入金で、18歳までの均等割額を全額補助すると聞いております。そこで、宮古市にお尋ねをしましたら、令和3年度は1,308万円あまりを一般会計から繰り入れて、やっておりますというお話でした。もちろん、人口は違いますが、もし、徳島市で半額措置を18歳まで拡大した場合、どれくらい的人数で、どれくらいの負担になるのかをお尋ねしたい。

事務局　　大きな数字で試算しますと、さきほどの未就学児が980人です。これを18歳までとすると3倍となりますので、約3,000人が対象となります。

会長　　次に負担についてですが、さきほどの市の負担が約400万円ですので、残りの約2,000人に対して、全額負担した場合は、約3,200万円の負担となる見込みです。単純な計算になりますが。

委員　　それは半額措置ですか。

事務局　　そうです。半額措置となります。

委員　　協会健保に比べると国保は大変高い保険料でございますので、約3,200万円必要となりますが、ぜひ、頑張ってくださいと思います。

全国知事会は、1兆円を国保会計に国から出してくれれば、こういうことができる要望されております。全国市長会でも要望をあげられていると思います。徳島市としても声をあげていただきたい。

前回の運営協議会で、資産割を3年間かけて廃止するという事で、少しずつ保険料が下がってくるんですけども、払いやすい国保料にするために、国に対して声をあげていただきたい。

会長　　委員のご意見ということでよろしいでしょうか。

そういう意見があったということを踏まえて今後検討をしていただきたい。よろしく願います。

これは一般会計からの繰入となると思いますが、個人的にはなかなか難しいと思いますが、総合的に考えないといけないこともあると思いますので、こういったご意見があったということで、よろしく願います。

ほかにご質問、ご意見はございませんか。

(※宇都宮委員と坂東智子委員が所用のため、退席。)

それでは、諮問事項の「1、徳島市国民健康保険条例改正（案）」について、採決いたします。原案を可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（途中退席の2委員を除き、全員挙手）

ありがとうございました。

それでは、全員賛成ということで、諮問事項1の徳島市国民健康保険条例改正（案）の原案を可とすることといたします。

それでは続きまして、諮問事項2の令和4年度国民健康保険事業特別会計事業計画（案）に関連して、資料の3の令和4年度国民健康保険料の算定方針について、それから、10ページの5、令和4年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算（案）について、までをまとめて、ご説明いただきたいと思います。

事務局 （運営協議会資料より、「3 徳島市の保健事業について」から「5 令和4年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」を説明）

会長 少し、確認したいのですが、諮問書に記載しているとおおり、「令和4年度の1人あたり平均保険料について、令和3年度の保険料水準を維持する。」ということは、簡単にいうと平均保険料をだいたい同じレベルにすることですか。

事務局 そうでございます。

会長 平均保険料とはどういったものですか。

事務局 保険料総額を被保険者数で割った数字でございます。

会長 総数を人数で割ったという単純な話ですね。
令和4年度の保険料総額が令和3年度より少なくなっているのですが、これは被保険者数が減となっているからということなんですね。

事務局 そうでございます。

会長 分かりました。

次に保険事業ですが、例年とほぼ変更はなさそうですが、変更点でいうと令和3年度から歯周病健診を追加したということですか。

事務局 歯周病が生活習慣病と関連があるということで、歯周病健診を追加させていただきます。

それが好評で受診者数も増えておりますので、令和4年度も実施したいということでございます。

会長 分かりました。
ほかにご質問、ご意見等はございませんか。

委員 令和4年度予算の歳出の総務費が7,400万円ほど増えているが、どういう理由か聞きたい。

事務局 国民健康保険事務を処理するシステムが平成29年度から稼働しておりまして、令和4年12月で5年が経過します。このシステムは5年の契約でございますので、契約が終了することになります。

このシステムについてですが、国の標準化システムというのがございますので、国保を含む17業務について、国の主導で統一されたシステムの導入が進められております。国保については、先行して進めております。

徳島市のシステムについても5年の契約が終了しますので、このタイミングで国の標準化システムに移行しますので、その分の経費が発生しております。

なお、この経費につきましては、全額、国が負担してくれることになっております。

会長 ということは、その分は歳入に反映されているということですか。

事務局 国から県経由で歳入されるため、県支出金の中にあります。保険給付費が減となっておりますので、合計では減額になっておりますが、県支出金の中に計上しております。

会長 これは単年度ですか。

事務局 初年度に初期投資を出して、残りは5年間の債務負担としております。

会長 5分割ではなくて、頭が大きいということですね。

事務局 そのとおりでございます。

会長 ほかにありませんか。

委員 特定健康診査・特定保健指導事業について、コロナで大変だったと思いますが、受診見込が38%、指導見込が60%ということですが、全体として、増えているのですか。減っているのですか。

あと、歯科健診事業では、歯周病健診が追加されたということですが、どれくらいの件数ですか。

事務局 資料1ページをご覧ください。

(3)の保健事業の状況の表の項目全て、令和2年度はコロナウイルス感染拡大に伴い、大きく減となっております。しかし、令和3年度は受診者数も増える見込みであり、令和4年度においても増える見込みとしております。

会長 要するに、令和2年度はコロナウイルス感染拡大に伴い、減ってしまったけど、令和3年、4年度は、受診控えの反動で増える見込みということですね。

事務局 そのとおりでございます。

委員 コロナがずっと続いている中で、健診も受けられないということで、大変かと思いますが、高齢者の場合は、早期に受診することが大事だと思いますので、受診率の向上に励んでいただきたいと思います。

会長 ほかにご意見、ご質問はよろしいですか。

それでは意見も出尽くしたようでございますので、諮問事項2の令和4年度国民健康保険事業特別会計事業計画(案)についての採決を行います。

諮問事項2、令和4年度国民健康保険事業特別会計事業計画(案)について、原案を可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(途中退席の2委員を除き、全員挙手)

全員賛成ということで、諮問事項2、令和4年度国民健康保険事業特別

会計事業計画（案）について、原案を可とすることといたします。

これで、本日予定の審議事項は、終結いたしました。

なお、この答申につきましては、私の方で、市長に速やかに行いたいと思います。

これを持ちまして、本日の国保運営協議会を終了いたしますが、この際、何かご発言がございましたら、承りたいと思います。特にございませんか。

では、これを持ちまして、本日の国民健康保険運営協議会を終了いたします。

貴重なご意見、長時間に渡る審議をいただきまして、ありがとうございました。

散 会

上記のとおり、徳島市国民健康保険運営協議会の顛末を記録します。

会 長 朝 田 啓 祐

会議録署名者 大 崎 和 久

会議録署名者 和 田 朱 実